

市内保育事業所特別指導監査実施報告

児童福祉法等に基づき、市内保育事業所を対象に下記のとおり特別指導監査を実施しました。

1 指導監査について

対象施設数	1
対象案件	不適切保育に係る事実確認のため
実施年月日	令和5年1月24日・25日

2 指導監査の結果

結果の区分	改善指導事項	助言指導事項
件数	3	1

改善指導事項については、速やかに改善措置を講じ、改善内容について書面での報告を求めた。

認定した不適切保育の内容及び指導事項については別紙のとおり。

監査結果

〈認定した不適切な保育内容〉

保育士 A が園児 A の求めるままに手と顔に絵を書き、その様子を個人所有のスマートフォンで写真を撮影し、職員間の SNS で共有した。
施設長が園児 B の求めるままに手に絵を書いた。園児 B が喜んでいると認識し、手のみならず顔にも絵を書いた。また、施設長及び保育士 A が遊びの延長で園児 B の顔を引っ張った。その様子を個人所有のスマートフォンで写真を撮影し、職員間の SNS で共有した。
調理員 A が部屋に戻らない園児 C を部屋に戻らせようとお面で脅かし、その様子を施設長が個人所有のスマートフォンで写真を撮影し、職員間の SNS で共有した。

〈施設に対する指導内容〉

上記の事案を検証し、不適切保育の再発防止に向けて、次の事項を実施すること。
うち、改善指導事項については、通知より 60 日以内に改善内容を報告すること。

結果の区分	改善を要する事項
改善指導事項	各種マニュアルの見直し 今回の事案を検証し、提供する保育内容や虐待の防止のための措置についてのマニュアルの見直しを行うこと。また見直しにあたっては「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」を参照すること。
改善指導事項	職員研修及び自己評価の実施 不適切保育再発防止に向けた職員研修の実施や自己評価の機会を設けること。自己評価にあたっては、「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト（全国保育士会）」を活用すること。
改善指導事項	秘密保持の徹底及び規定の見直し 個人所有の携帯電話の使用について、使用規定を見直すとともに、業務上知り得た利用者の情報が漏れることのないよう必要な措置を講じること。
助言指導事項	職場環境の改善 職員同士が保育提供内容を相談できるよう風通しの良い職場環境の構築に努めること。また、公益通報窓口等を職員に周知すること。